

児童福祉に関する支援制度のご案内

児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

《受給資格者》

次のいずれかに該当する児童を監護している父母または父母にかわってその児童を養育している人（祖父母等）に支給されます。

対象期間は、児童が18歳に達する日以後の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生月までとなります。

ただし、公的年金を受けることができる場合は対象外です。

1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が重度の障害にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母から1年以上遺棄されている児童
6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
7. 未婚の母または父の児童
8. 父母ともに不明等、生まれた時の事情が明らかでない児童

《手当額》

手当は、申請者及び扶養義務者等の前年の所得により全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

児童一人の場合、全部支給の月額は、41,430円、一部支給の月額は所得に応じて9,780円から41,420円まで10円きざみの額で支給されます。

《支給時期》

4月・8月・12月（各月とも11日）にそれぞれ前月分までの手当をまとめて指定口座に振込みます。

特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母又は養育者に対して支給されます。

《手当額(月額)》

1級（重度） 50,400円

2級（中度） 33,570円

※支給については、所得制限があります。

《支給時期》

4月・8月・12月（各月とも11日）にそれぞれ前月分までの手当をまとめて指定口座に振込みます。



詳しい内容や申請に関するお問い合わせは
保健福祉課福祉係☎②1603